二十三　エクアドル、エルサルバドル、オランダ領アンティル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ		
別表二の付表第七十七の次に次のように加える。 七十八　メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるぶどう属植物の生果実 七十九　メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実 八十　メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるきいちご属植物の生果実 八十一　メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実 八十二　メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるパパイヤの生果実 八十三　コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエローピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 八十四　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 八十五　メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの 八十六　アメリカ合衆国のフロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキー、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、ごれんし、サポジラ、ジャボチカバ、すいしようがき、すもも、ながきんかん、びわ、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、なし属植物、	アセロラ、アビウ、アラビアコーヒー、インガ・エドゥリス、インガ・ベルティナ、カシューナッツ、カリオカル・グラブルム、カリコルプス・モリツジアヌス、カンポマネシア・コルニフォリア、くだものとけいコウマ・ウティリス、ココガネモンビン、こすたりかばんじろう、ごすいしようがき、すいしようがんじろう、ごトオレンジ（付表第八十四に掲げるものを除く。）、スポンディアス・ディドゥルキス、たちばなあでく、デディジロスビロスス・ナンセ、バカバやし、パパイヤ、バラハンコルニア・アマパ、パパんぱらみつ、ばんじろう、プシディウム・アクタングルム、プシディウム・グイネエンセ、プシディウム・ケンネディアヌム、プシディウム・サルオットリアヌム、プシディウム・ラスルオットリアヌム、ベルキア・ディコトマ、ベルキア・ペンタメラ、ポウテリア・トルタ、まれいふともも、マンゴウ（付表第八十三、第五十一、第五十三及び第八十五に掲げるものを除く。）、モンビン、ユーゲニア・リガスティピタ、ユーゲニア・ルスクナティアナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実	*Anastrepha striata*

にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

別表二の二を次のように改める。

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一　アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	アルファルファ、おおせんなり、さつまいも、しろばなようしゅちようせんあさがお、せいようひるがお、そらまめ、こだちとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、にがうり、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Bactericera cockerelli*を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Bactericera cockerelli*に侵されていないこと（*Bactericera cockerelli*について消毒を行つた場合は、その旨を含む。）が特記されていること。
二　インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、チュニジア、モロッコ	エリシウム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろざ、しろばなようしゅちようせんあさがお、せいようとげあざみ、せいようのだいこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ふたくさ、あぶらな属植物及びなす属植物の生茎葉	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Bactericera nigricornis*を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Bactericera nigricornis*に侵されていない